

## ●● 食品表示に関する情報

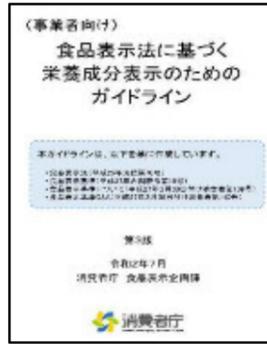
- このリーフレットは、**栄養成分表示の基本的な内容を示したものであるため、詳しい内容については、消費者庁のホームページや関係法令やガイドラインなどをご確認ください。**

消費者庁ホームページ

消費者庁 栄養成分表示

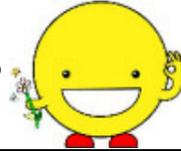
検索

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/nutrient\_declaration/business/



## ●● 食品表示に関するお問い合わせ

- 具体的な表示方法の相談については、表示に責任をもつ本社等の所在地を管轄する下記の保健所健康支援課へご相談ください。



所在地域	所管保健所	所在地	電話番号
瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市 ・長久手市・東郷町	瀬戸保健所	瀬戸市見付町38-1	0561-82-2157
春日井市・小牧市	春日井保健所	春日井市柏井町2-31	0568-31-2133
犬山市・江南市・岩倉市・大口町 ・扶桑町	江南保健所	江南市布袋下山町西80	0587-56-2157
稲沢市・清須市・北名古屋市・豊山町	清須保健所	清須市春日振形129	052-401-2100
津島市・愛西市・弥富市・あま市 ・大治町・蟹江町・飛鳥村	津島保健所	津島市橘町4-50-2	0567-26-4137
半田市・阿久比町・東浦町・南知多町 ・美浜町・武豊町	半田保健所	半田市出口町1-45-4	0569-21-3354
常滑市・東海市・大府市・知多市	知多保健所	知多市八幡字荒古後88-2	0562-32-6211
碧南市・刈谷市・安城市・知立市 ・高浜市・みよし市	衣浦東部保健所	刈谷市大手町1-12	0566-21-9338
西尾市・幸田町	西尾保健所	西尾市寄住町下田12	0563-56-5241
新城市・設楽町・東栄町・豊根村	新城保健所	新城市字中野6-1	0536-22-2205
豊川市・蒲郡市・田原市	豊川保健所	豊川市諏訪3-237	0533-86-3189
田原市	豊川保健所 田原保健分室	田原市赤石2-2	0531-22-1238

### ○その他の食品表示相談窓口

- ◆原材料、添加物、アレルギー、賞味期限等の表示に関することは、上記の各県保健所（環境）食品安全課へご相談ください。
- ◆名称、内容量、原料原産地表示等の表示に関することは、県内の各農林水産事務所農政課へご相談ください。

- 保健所設置市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市）にお住まいの方や事業者の方は、各市にお問い合わせください。

## ●● 加工食品の



## ●● 栄養成分表示 について

平成27年4月1日から食品表示法に基づき、加工食品への栄養成分表示が義務化されました。販売される食品の熱量（エネルギー）や栄養成分量の表示に一定のルール化を図る事で、消費者の方が食品を選択する時に適切な情報が提供されることを目的としています。

### ●● 対象となる食品

- 一般用加工食品及び添加物が義務表示となっています。

加工食品		生鮮食品		添加物	
一般用	業務用	一般用	業務用	一般用	業務用
義務	任意	任意	任意	義務	任意

### ●● 栄養成分の表示方法には決まりがあります

- 基本的な表示の方法（表示例）

義務表示である5つの熱量・栄養成分は、次の通りです。（食品表示基準第3条）

- ◆表示する栄養成分等には次のものがあり、栄養成分表示をする場合は、義務表示の5項目は必ず表示します。

義務表示	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量
推奨表示	飽和脂肪酸、食物繊維
任意表示	n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、糖質、糖類、ミネラル類（ナトリウムを除く）、ビタミン類

必ず「栄養成分表示」と表示します。

表示単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。1食分の場合は、重量も併記します。

栄養成分等は、表示例の順で表示します。

（表示例）  
 栄養成分表示  
 （1食分（0g当たり））  
 熱量 0kcal  
 たんぱく質 0g  
 脂質 0g  
 炭水化物 0g  
 食塩相当量 0.0g

コラーゲン 0g

最小表示の位は、エネルギーと炭水化物、たんぱく質、脂質は一の位、食塩相当量は小数第一位まで表示します。

表示単位は、次のものも可能です。  
 kcal：キロカロリー  
 g：グラム  
 mg：ミリグラム  
 μg：マイクログラム

食品表示基準に定めがないものを表示する場合は、定められた栄養成分ではないことが分かるように、欄外に表示します。

- ◆包装容器の見やすい場所に、原則8ポイント以上の活字で表示します。（包装の表示面積がおおむね150cm<sup>2</sup>以下の場合や印刷瓶に入れられたもので蓋に表示する場合は、5.5ポイント以上の活字でも可）

- ◆表示例の様式で表示することができない場合は、同等程度に分かりやすく一括で表示することができます。（例）栄養成分表示（1食分（0g当たり））／熱量0kcal、たんぱく質0g、脂質0g、炭水化物0g、食塩相当量0.0g



